

平成13年(2001年)12月5日(毎月5日発行)第3号

經濟產業省商務情報政策局

野澤 隆寛 商務課長に聞く



うにしないと。

——委託者保護について
はどうお考えですか。

野澤 商品取引員のコンピュータインス（法令遵守）を充実させる必要がありま

方実現させる必要がありま
す。それとともに日商協の
指導や機動的な制裁、行政

の検査、処分を総合的に推進すべきでしよう。

三十六章

世界と比較して日本の商品先物取引について

う

「信頼性・利便性を向上させ、国際水準の取引所を目指す」。こんな理念の下、平成十年に商品取引所法が大改正されてから三年。商品先物取引及び商品先物業界はどう変わったか、また、今後、どうなっていくべきなのだろうか。所管官庁である経済産業省の野澤隆寛商務課長に聞いた。

世界に通用する市場に

違約防止に努めよ

——現在の日本の商品先物業界の状況について、どう観ていらっしゃいますか。

野澤「商品分野取引は「個別指標の形成の場」「リスクヘッジの場」として、位置づけられており、流通における市場メカニズムを貫徹させるための重要な産業基盤としての役割を担つて いて、それだけに、国際的に通用する市場に発展していくつもりでいる」と思

それには信頼性の向上が一番大切です。そのためには、「取引所のリスク管理の徹底」と「委託者保護の徹底」を図ることが必要であります。

——具体的には商品先物業界はどのようなことをなすべきでしょうか。

的な市場になればなるほど求められます。違約を完全には防止できないにしても、取引を停止したりするとの国際的な価格の連動性が失われます。

あらかじめ違約の処理ルールを定め、違約により取引がストップした場合は翌日には取引を再開できるよ

引は当業者や機関投資家のさらなる参加が必要です。それにはさらに信頼性の向上が必要です。

また、当業者ニーズに応えられるように受託会員は中長期的觀点から、専門的な情報、整理された分析を提供できるような人材の育成を進めるべきです。

信頼性の向上を目指せ
排出権、現物市場が出来てから

野澤クリアリングハウスは「取引の成立から生じる権利関係の責任を明確化する」という点で意義があります。日本の状況をみると、全会員をメンバーにすることが現実的です。

引の枠組みが固まつていません。この段階で先物取引の適合性を判断するのは難しい。まず、現物取引があり、次いで先渡し取引が行われ、その状況をみて判断すべきでしょう。

その場合は現物市場があつて流動性が確保でき、しかも取引対象の商品が価格変動が大きいかどうか、リスクヘッジが求められるかどうかなどを考える必要があります。

海外ではクリアリングハウス 자체とそれを支える清算会員による二重の与信管理が行われています。日本の場合、海外で見られるような二重の与信管理が行わなければいけないようであれば、取引所のリスク管理の徹底が重要になります。

その意味でも違約の未然防止と、迅速な処理の機能を取引所がさらに充実させていくことが重要です。

商取法の趣旨徹底を
——商取法の改正についてはどうお考えですか。
野澤 平成十年にいくつかの制度改革が図られました。いまは信頼性向上への努力を進めるべき時です。特に、自主規制の充実が必要です。まず、前回の改正の趣旨を徹底させるのが筋だと思います。

——最後に二十一世紀の

「利便性」を向上させることにはどうすればよいのでしょうか。野澤 平成十年の産構審の答申で新規上場の円滑化が認められ、新規商品の上場が進められました。今後とも各業界の生産、流通業者のニーズを把握して、市場設計に反映させる努力を続けるべきではないでしょう。

スが持つてゐる機能に学びつつ、日本の現状を踏まえて現実的に設計する必要がありまます。

スが持つてゐる機能に学びつつ、日本の現状を踏まえて現実的に設計する必要がありま